

山梨県立高等支援学校桃花台学園同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、「山梨県立高等支援学校桃花台学園同窓会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、山梨県立高等支援学校桃花台学園（以下「母校」と称する）内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、自立に向けより豊かな生活を営むことができるように支え合うとともに、母校の振興発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会は、正会員及び賛助会員、特別会員をもって構成する。

①正会員は、母校を卒業した者

②賛助会員は、母校教職員及び本会の趣旨に賛同する者

(事 業)

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

①会員相互の親睦及び支援に関する事業

②会員の教養及び資質向上に関する事業

③母校の行事への参加及び協力

④その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 議)

第6条 本会に、総会と役員会を置く。

2 総会は年1回開催し、出席会員の2分の1以上の賛同をもって議決する。また、必要があるときは、臨時総会を開くことができる。

3 役員会は、必要に応じて開催する。

(役 員)

第7条 本会に役員を置く。

①顧問 1名

②会長 1名

③副会長 1名

④常任理事 3名

⑤理事 卒業年度各クラス 1名

⑥監事 2名

(役員の選出)

第8条 役員は次の基準により選出する。

- ①顧問は、学校長とする。
- ②会長、副会長、理事は、正会員の中から選出する。
- ③常任理事は、賛助会員のうち、母校教職員から3名を選出する。
- ④監事は、正会員から1名、賛助会員のうち母校教職員から1名を選出する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- ①会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- ②常任理事は、会長、副会長、理事の職務を補佐する。また、理事は本会の運営にかかわるとともに、会員の連絡にあたる。
- ③監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 会長、副会長の任期は1年とする。理事の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(経 費)

第11条 本会の経費は、入会金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 正会員および特別会員は、入会時に入会金5,000円を納入する。

(事務局)

第13条 事務局は、次の者をもって構成し、本会に関する一般事務及び会計処理にあたる。

- ①事務局長・・・・・・・・ 1名(教 頭)
- ②出 納 長・・・・・・・・ 1名(事務長)
- ③会 計・・・・・・・・ 1名(総務部)
- ④事務局員・・・・・・・・ 若干名(総務部)

(慶 弔)

第14条 本会の慶弔は次のとおりとする。

- ①正会員が死亡した場合は、香典3,000円をおくり、弔意をあらわす。

付 則

この会則は平成28年6月10日より施行する。

平成30年6月24日一部改正

令和2年4月1日 一部改正